12　認定特別対象組合等又は相手方組合等は、機構が、認定特別対象組合等又は相手方組合等において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補塡するための契約を締結することを、機構に申し込むことができるものとした。（附則第一九条関係）

13　機構は、当分の間、農水産業協同組合貯金保険法第三四条に規定する業務のほか、震災特例業務を行うことができるものとするとともに、震災特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、震災特例勘定を設けて整理しなければならないものとした。（附則第二一条及び第二二条関係）

14　機構は、震災特例勘定に損失が生じた場合には、一般勘定から、当該損失の額の範囲内に限り、震災特例勘定に繰入れをすることができるものとした。（附則第二三条関係）

15　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇農林水産省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四五号）（農林水産省）

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第六五号）の施行期日を平成二三年九月一日とすることとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（農林水産省）

1　大臣官房及び局の再編

総合食料局を廃止し、食料産業局を設置するとともに、大臣官房協同組合検査部を検査部に改組するほか、生産局に農産部を設置することとした。（第二条関係）

2　特別な職の設置及び名称の変更

大臣官房に生産振興審議官を設置するとともに、政策報道官の名称を報道官に変更することとした。（第一一条及び第一二条関係）

3　大臣官房の課の再編

㈠　大臣官房総務課、経理課及び食料安全保障課の所掌事務を変更するとともに、情報評価課を評価改善課に、環境バイオマス政策課を環境政策課にそれぞれ改組することとした。（第一四条、第一九条及び第二二条～第二四条関係）

㈡　大臣官房国際部国際政策課の所掌事務を変更することとした。（第二五条関係）

㈢　大臣官房統計部管理課の所掌事務を変更するとともに、統計企画課を統計企画管理官に改組することとした。（第二八条及び第三一条関係）

㈣　大臣官房検査部調整課及び検査課の所掌事務を変更することとした。（第三二条及び第三三条関係）

4　消費・安全局の課の所掌事務の変更

消費・安全局消費・安全政策課及び表示・規格課の所掌事務を変更することとした。（第三六条及び第三七条関係）

5　食料産業局の課の設置

食料産業局に総務課、企画課、新事業創出課、産業連携課、バイオマス循環資源課、食品小売サービス課及び食品製造卸売課を設置することとした。（第四三条～第五〇条関係）

6　生産局の再編

生産局の所掌事務を変更するとともに、同局の課を再編し、農産部に技術普及課及び農業環境対策課のほか、新たに農産企画課、穀物課、貿易業務課、園芸作物課及び地域作物課を設置することとした。（第六条、第五一条及び第五三条～第五九条関係）

7　経営局の課の再編

経営局総務課、経営政策課、協同組織課、金融調整課及び保険課の所掌事務を変更するとともに、構造改善課を農地政策課に、人材育成課を就農・女性課にそれぞれ改組することとした。（第六五条～第七二条関係）

8　農村振興局の課の所掌事務の変更

農村振興局整備部土地改良企画課の所掌事務を変更することとした。（第八一条関係）

9　地方農政局の部の再編

地方農政局食糧部を生産部に、生産経営流通部を経営・事業支援部にそれぞれ改組することとした。（第九二条関係）

10　林野庁の課の所掌事務の変更

林野庁林政部林政課及び経営課の所掌事務を変更することとした。（第一〇〇条及び第一〇二条関係）

11　水産庁の課の再編

㈠　水産庁漁政部漁政課、水産経営課及び漁業保険管理官の所掌事務を変更することとした。（第一二九条、第一三一条及び第一三三条関係）

㈡　水産庁資源管理部沿岸沖合課及び遠洋課を漁業調整課に改組するとともに、国際課の所掌事務を変更することとした。（第一三四条、第一三六条及び第一三七条関係）

12　施行期日

この政令は、平成二三年九月一日から施行することとした。

◇農産物検査法施行令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（農林水産省）

1　農産物検査法（昭和二六年法律第一四四号）第二七条第一項の政令で定める行政機関として、地方農政局又は北海道農事務所の地域センターの長を定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、平成二三年九月一日から施行することとした。

◇臨床工学技士法施行令等の一部を改正する政令（政令第二四八号）（厚生労働省）

一　臨床工学技士法施行令の一部改正

臨床工学技士国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を三万八〇〇〇円に改めることとした。（第一条関係）

二　義肢装具士法施行令の一部改正

義肢装具士国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を五万九、八〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部改正

あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験及びきゅう師国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を一万一、六〇〇円に改めることとした。（第三条関係）

四　柔道整復師法施行令の一部改正

柔道整復師国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を一万六、五〇〇円に改めることとした。（第四条関係）

五　言語聴覚士法施行令の一部改正

言語聴覚士国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を三万四、〇〇〇円に改めることとした。（第五条関係）

六　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二四年三月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二五〇号）（環境省）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二二年法律第七二号）の施行期日は、平成二三年一〇月一日とすることとした。